



林 政 編

# 経済国際化時代の 林業経営と技術問題

福 島 康 記

## 一 はじめに

一昨年・昨年の本欄では、林政の転換と題して経済構造の転換に対応する林業の展望の問題を、林政審答申（昭和六十二年十一月）や財界・林業界の提言を中心に見てきた。最近のめまぐるしい経済の進展の中で、なによりも山村の過疎化が進み、林業労働力は新規補充がないまま高齢化が進み既に減少が始まっており、かなりの縮小再生産を見込むとしても林業生産の継続性が問題となるような事態がいよいよ顕在化しはじめている。早急な対応策が望まれるところである。筆者はその対策として、林業の機械化とともに山村地域対策が重要と考えているので、本欄では両者に注視して、政策の動向をみることにしよう。

ここ一年の林業・山村に関する政策の動きとして、森林組

に内容の説明はしないこととする。

## 二 わが国経済の基本的方向と最近の状況

わが国の経済運営の基本方針を示した前川リポート（六十二年四月、新リポート六十二年四月）は、国際協調型経済への転換を実現するため、市場原理を基調とし、グローバルな視点に立った、民間活力の活用・規制緩和による経済の運営を強調した。その方策としては、都市再開発、地方における社会資本整備などの内需拡大、市場メカニズムの活用を基本として技術開発、社会及び経済の情報化及びシステム化、自由時間の増大と消費構造の多様化に伴うサービス産業の発展などを促進し、産業構造の転換、積極的な産業調整を推進する。市場アクセスを一層改善し海外直接投資・製品輸入を促進する。内需主導型経済成長を実現するためには、政策割当ての転換、民間活力・市場メカニズムの活用等により、大きな政府を作ることなく資源配分を変更しなくてはならないことなどが指摘されている。

わが国経済の国際化は以後一層加速され、労働力消費型・女子型の進出企業が多い山村では産業の空洞化が進んでいる。その一方、わが国全体の経済状況は円高の悪影響が懸念されたところだが、六十二年度に入って、住宅着工史上第一位、設備投資は六十二年度九%増、紙パを含む大企業の収益は著

合法の一部改正、第四次全国総合開発計画の策定（以上、六十二年六月）、「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物需要及び供給に関する長期の見通し」の改定（六十二年七月）、全国森林計画の策定（六十二年十二月、計画期間六十三年度から七十七年度まで）があり、政策転換の具体的な方向がいよいよ明確化してきている。当面の政策の動きではないが、今後具体化してくるであろう課題として、今年度の林業白書（六十三年四月）が林業技術開発の方向について重点的にみている。

白書などについては、本誌に既に詳細な報告が載っている。ここで改めて述べる必要もない事項が少なくないのだが、総合的にこれからの林政の方向を見るため、ここ一年の林政の動向や論説・提言を関連付けてみることにしよう。なお、記事が既に掲載されている事項については、重複を避け、とく

しい好転を示す、というように好調を記録した。輸出も再び増勢を示し貿易黒字縮小が足踏みしたため、海外から輸入障壁除去に一層圧力がかかるのは当然の成り行きであり、日米農産物自由化交渉に拍車がかけれられ、国内ではいよいよ米に手がつけられた。六月米価審議会が生産者米価算定で新方式を採用、わが国農業の基幹部門である稲作の構造転換を促し、大規模な農家に農地を集積、国際競争力のある農業に誘導する方向がとられることとなったと、新聞は報じている（日本経済新聞六月十日）。このような措置が、一極集中を加速させるという指摘を受けているのは当然であろう。

なお、四月八日に成立した六十三年度予算は国・地方の大幅な税収の伸びを反映して、政府開発援助と防衛費の増加とともに公共事業費二〇%増という内需刺激型予算であり、建設省の公共事業費配分は前年度比二二・六%増、内訳で治水一兆九千五百五十八億円などとなっている。林野一般会計公共事業費はNTT株売却収入による無利子貸付け資金（補助金型）五百六億円を加え三千二百五十五億円であり、一九%増となっている。

## 三 四全総とリゾート開発

四全総については、前年の本欄で「計画調査審議経過報告書」に添って見たので、改めて内容を述べる必要はあるまい。

昨年の「山林」九月号で林業関係の担当者であった平野秀樹氏が、策定の意図や評価を巡っての感想を書かれている（「森林化社会と四全総」）。ここでは、前回に見なかった地域問題として山村問題についての対策をピックアップしてみよう。

「農山漁村の活性化と地域環境の整備」のため、豊富な土地・水・緑資源に加えて生物資源や観光・文化資源など地域特有の多様な資源を生かした個性ある地域づくりを図る。そのために、農林水産物の付加価値の増大、安定的な就業の機会の創出、農林水産物の生産性の向上に資する、いわゆる一・五次産業を積極的に育成する。そのため、地域の指導協力機関、試験研究機関等と密接な連携のもとに地域ぐるみの推進体制の整備や人材の養成、新規加工品の開発、加工施設の整備等を図る。そして、農林水産業と地域の関連産業との一層の連携強化、産直体制の拡大等を進める。また、今後増大する余暇需要に対応し、レクリエーション産業を積極的に振興する。このため、農林水産業との調和の下に、広がりのある緑空間と各種のレクリエーション施設等を組み合わせた長期滞在型の広域的なリゾート地域を民間活力を利用して整備する。さらに地元特産品と組み合わせたいイベント、特産品の発送、村の施設の開放を行う準村民制度、地域の魅力を高め都市住民との交流の円滑化に資する歴史環境の保全や郷土芸能、伝

統的祭り等の維持、振興を図ることなどが提案されている。

内需拡大策の一環として、リゾート整備構想が各省庁から出されていたが、結局、昨年三月国土庁を窓口とし六省庁の共同提案による「総合保養地整備法」、いわゆるリゾート法が成立した。リゾート整備は、上記のように、四全総で計画実現のための主要施策となつていっているものである。これは、「滞在型のスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会など多様な活動を行うための総合的な機能の整備を民間事業者の能力活用に重点を置きつつ促進する」ことを目的に、「良好な自然条件を備えた」地域、面積は最高一五万ha、三千ha以下の重点整備地区数カ所を対象に、重点整備地区では、ゴルフ場、スキー場、野外劇場、博物館、ホテルなどの施設を民間活力の導入によって整備しようとするものである。開発資金は、日本開発銀行など政府系金融機関を通じて低利融資を受け、また、リゾート施設に対する住宅金融公庫の低利融資の制度も準備されている。さらに、土地転用の許認可が配慮されるとともに、施設の特例償却や特別土地保有税の免除などの税制面での優遇措置も設けられている。リゾート開発の仕組みは、国のガイドラインにしたがって都道府県が地域の設定と具体的な計画を策定し、国がこれを承認すれば施設整備を行う民間企業に上述のような優遇措置が与えられ、開発が実行されるのである。全国で七〇カ所をこえ

るリゾート開発構想が立てられ、法適用地域指定を受けるべくしのぎを削っている。

リゾート開発は国策化しており、四全総、リゾート法に加えて通産・建設両省の支援体制、国有林のリゾート型開発と開放、環境庁の自然公園の開発方法の見直し検討、さらには地方自治体などの積極的参加などがあげられる。国有林のそれは「ヒューマングリーンプラン」として前年度に制度化され、従来の森林レク事業をはるかに越え、「森林空間総合整備事業」によってスキー場、ゴルフ場、テニスコートなどのスポーツ施設や文化施設、別荘を含む宿泊施設など第三セクター、民間企業の民活導入によって進める形の、いわばミニから大規模を含んだリゾート開発が展開されようとしている。その候補地は、全国有林で二〇カ所、一四万haにも達している（この項は、依光良三「国土開発と林業・山村」、「林業経済研究」百二十三号、を参考にした）。

この五月公表された経済審議会「世界とともに生きる日本―経済運営五カ年計画―」は、森林・林業、山村に関して四全総や林政答申の記述以上に特に加えるものは無いが、制度、仕組みの大胆な変革による経済の活性化、つまりスクラップアンドビルドを強調し、技術革新や情報化の促進とその成果を生かした産業の新たな発展分野の創出によって経済活動にフロンティアが新たに生み出され、農山漁村地域におい

ては、交通情報網の整備により広域・重層的な地域経済圏の形成に対応し、計画的な産業導入を進めるとともに、地方都市との結び付きを強め、雇用基盤の充実を図る。また地域農林水産業の発展を図りつつ、これと他産業との連携を強化する、と述べているあたりが注目されよう。

#### 四 全国森林計画の策定

まず、林産物需給見通しでは、総需要量が昭和七十一年一億三千三百万m<sup>3</sup>であった旧計画に対し、新計画は六十九年九千九百万m<sup>3</sup>から一億百万m<sup>3</sup>の間（幅を示した）と三割方減少した数量を示し、国内供給量でもそれぞれの年度で四千六百万m<sup>3</sup>であったものが、四千万m<sup>3</sup>から四千三百万m<sup>3</sup>の間へと少ない見込みを示している。森林資源基本計画では、森林資源整備の目標面積として、旧計画が人工林施業一千二百三十九万ha、天然林施業八百三十五万ha、禁伐林三百二十六万haであったのに対し、人工林施業を複層林施業百七万ha、単層林施業一千四十三万haに分け、また、一千三百五万haの天然林施業のうち育成天然林施業三百二十万haを分けたことが特徴である。

全国森林計画では、期待される森林の機能別区分として従来の保健保全機能を生活環境保全機能と保健文化機能の二つに分け、それぞれの機能を発揮すべく期待される森林の面積

を増やしたこと(三百三十二万haからそれぞれ三百五十五万ha、五百十二万haへ)、機能別整備対象面積の目標を、木材等生産機能一千七百五十七万haから一千五百八十万haに減少させた一方、水源かん養機能一千八百八十一万haから一千四百三十五万haに、また、山地災害防止機能三百六十六万haから四百三十六万haに増加させたこと、人工造林面積を五四%減少させ、育成天然林施業(三百二十万ha)を導入したことなどが注目される。

### 五 林業経営と技術問題

本年度の林業白書は、先月号に概要が掲載されているように、「新たな林業技術体系の構築」と題して林業技術問題を特集し、林業技術開発の重要性を強調し、その今後の展開方向をみている。また、都市近郊林の整備について初めて提言がなされたことも特徴であろう。

林業技術問題については、「林業経済」五月号に特集が組まれており、たいへん参考になる。

林業試験場の熊崎実氏は、育林技術では、わが国では地形の関係から省力技術が主流になるとして、実例を紹介している。高賃金の時代になって皆伐一斉造林を改めて問い直してみたら、省略できそうな部分が相当に出てきた。それは、省力化であると同時に生産物の多様化と質を向上させるため

の選択でもある。ただし、自然力を利用した省力造林は事前のプログラム化が不可能である。相手の出方を見て次に手を考える適応的制御技術から成り立っている。

これはプロの林業家向きであり、できるだけ高い収入を得ようとするこの人達にとって、市場対応の上でも持ち山の樹種・材種構成を多様化しておかなければならない。有利に売られる注文材を単木的に抜き伐りして出荷するには、画一的な一斉林よりも複層林の方が都合がいい。また、木材需要の将来見通しが不透明な以上、危険分散の意味で森林構成を多様にしておくのは賢明なことである。今後、プロの林業家達が、従来の育林体系からはなれて、さまざまなタイプの自由な山造りを指向する可能性は大きいと思う。

他方、森林を資産として保持し、さしあたり山林収入を期待しない人達の場合は、当面、既存の造林地の皆伐をなるべく回避し、一定のインターバルで間伐を加えながら、可能な限り伐期を延長しようとするであろう。林木が十分に成熟して高く売れるようになれば、一定の収入を確保するに要する皆伐面積は少なくてすむし、再造林費の捻出も容易になる。伐期が長くなっただけで、造林の方法は従来のままだから、全ての作業を森林組合の労務班などに委託することができる。この場合でも、樹下植栽などによる更新作業の省力化は検討に値する。技術と経営の対応関係をみるのが重要と、熊崎

氏は言っておられるわけである。

この特集で、林試の餅田治之氏は、次のように言っている。一つの森林について多面的・多目的な施業を行うことより、木材生産と公益的機能のある程度分離することは、木材生産の低コスト化を図る上でも必要であるとして、①経済性重視のコスト低下を目指した施業をすべき森林、②外材とは競合しない高級材生産を指向すべき森林、③環境保全や自然保護あるいは公益的機能を重視して維持管理すべき森林、というように森林をいくつかのタイプに分けて、それぞれの利用目的に合った施業の技術の確立を目指す必要があるのではないか。こうした観点に立てば、開発さるべき技術は、ゾーニングの技術であり、それに基づいて一定の目的に分類された森林の維持・管理・施業の技術であるといえるのではないか。

同氏はさらに、伐出過程・木材加工過程のコスト低減を実現する上でネックとなっているのは、伐出や製材技術というより、原木を供給する森林経営に係わる問題であることを指摘している。それぞれ重要な指摘である。

林業経営問題に関して、経済団体連合会が昨年十月「森林・林業についての考え方と林業経営確立のための課題」を公表し、「市場メカニズムに基づき一定のローテーションの中で木材生産を行い、需要の変化に対応する経営体」を担い手として、産業としての林業の確立に向けた対策をたてる必要

があることを強調した。前記の「林業経済」誌に掲載された住友林業真下正樹氏の論文を見ると、経団連提言の経営生き残りの方向は省力技術の確立により可能になると言っておられるようである。

森林経営は資本の回転期間がたいへん長い。歴史の蓄積の中で形成され、維持されてきた。いま、近年までの豊富な労働力を前提に蓄積された林木資産を、長期の展望の中でどう運用するかの時期だと言えるだろう。地方的事業や多様な資産の運用の一面面として森林経営を営むという林家が少なくないと思われるが、そういう林家にとって、現在の森林経営の内部収益率二%台は、ある程度インフレに耐性を持った資産の運用としては、小さくない率だという見方もある。森林がいわば償却資産でなく、融資による造成の場合や森林経営に依存して生計を立てる専業林家の場合等は事情が異なる。さまざまな短期収入の道を考えなくてはならない。

既に見たように、経営の性格や林木資産の状態によって、経営の基礎となる技術の在り方はさまざまであろう。考えられる幾つかの方向が組み合わされる場合が多いだろう。林業技術開発は、自走式多機能機や大規模の機械システムの実用化を含め(南方康「国産材の生き残り」をかけた「機械作業体系の見直しと労働生産性の向上」、「林業技術」五百四十二号)、多様な方向をとるに違いない。

(東京大学農学部教授)